裁判員経験者の意見交換会議事概要

盛岡地方裁判所

日　時　平成２４年４月２４日（火）午後２時００分～午後４時００分

場　所　盛岡地方裁判所大会議室（５階）

出席者　司会者　長谷川　　　誠（盛岡地方裁判所長）

　　　　裁判官　中　島　真一郎（盛岡地方裁判所刑事部部総括判事）

　　　　検察官　石　井　　　博（盛岡地方検察庁検事）

　　　　弁護士　吉　江　暢　洋（岩手弁護士会弁護士，刑事弁護委員会委員）

　　　　裁判員経験者１　３０代女性

　　　　裁判員経験者２　６０代男性

　　　　裁判員経験者３　６０代女性

　　　　裁判員経験者４　欠席

　　　　裁判員経験者５　４０代女性

　　　　裁判員経験者６　４０代男性

【議事要旨】

１　趣旨説明，自己紹介等

（司会者）

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます盛岡地方裁判所長の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，二つあります。１点目は，裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想をうかがい，今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただきたいということです。２点目は，直接経験された方々の生の声を聞かせていただくことで，これから裁判員裁判に参加される県民に安心して参加してもらえるようなメッセージをいただきたいということです。

裁判員経験者の皆様には，率直な御感想，御意見を述べていただければと思います。また，検察官，弁護士，裁判官も出席しておりますので，皆さんからお尋ねになりたいことがあれば，何なりと質問してください。

それでは，はじめに，法律家の方々から自己紹介をお願いします。

（検察官）

盛岡地方検察庁の石井と申します。本日は貴重な御意見を頂ける機会ということで，ここで頂戴した御意見を今後の裁判員裁判事件に生かしていきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（弁護士）

弁護士の吉江です。弁護士会としましては，組織的にこのようなお話を聞く機会がございませんので，本日は大変貴重な機会をいただきました。皆様の御意見を今後の活動に役立てていきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（裁判官）

盛岡地方裁判所裁判官の中島です。本日はお越しいただきありがとうございます。裁判員経験者の皆様からの貴重な御意見や御感想をいただき，今後の審理に役立てていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（司会者）

次に，本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から，お一人ずつ自己紹介も兼ねて，担当した事件名などを紹介いただければと思います。また，裁判員裁判に参加して，全体的な感想や印象なども簡単にお話しいただければと思います。

それでは，１番の方からお願いします。

（裁判員経験者１）

私が担当した事件は，傷害致死事件でした。今日はかなり緊張していますので，うまく話はできないと思いますが，よろしくお願いいたします。

（裁判員経験者２）

私は，１番の方と同じ事件を担当しました。今日の意見交換会は，傍聴の方もかなりいるので緊張しています。裁判員を経験するまでは，裁判というのはテレビの向こうの世界で，自分としては未経験の分野だったので，なかなか事件に入り込むまで抵抗がありました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（裁判員経験者３）

私は，現住建造物等放火等の事件を担当しました。裁判員裁判では，裁判官，検察官，弁護人が，それぞれ被告人のことを考え，誠心誠意，裁判を行っていたという印象を持ちました。よろしくお願いいたします。

（裁判員経験者５）

私は，殺人未遂等の事件を担当しました。最初はまさか自分が裁判員をする

ことになるとは思わず，戸惑いましたが，ほかの裁判員の方々も同じ気持ちであることが分かりましたし，裁判官も裁判所のスタッフも気を遣っていただいたおかげで，安心して裁判に臨めました。裁判を身近に感じることができました。良い勉強をしたと思っています。本日はよろしくお願いいたします。

（裁判員経験者６）

私が担当した裁判は，殺人事件で，審理は５日間に及び，会社にも迷惑を掛けたと思いますが，自分なりに納得がいくまで取り組むことができました。今日の意見交換会の参加に当たって，家族に相談したところ，家族から，せっかくの良い機会だから積極的に参加して，自分の思ったことを伝えて，制度をより良くするために役立ててもらうようにと励まされました。

2　審理についての感想，意見

（司会者）

それでは，法廷での審理手続に沿って，御感想や御意見を伺いたいと思います。皆さんの記憶喚起のため若干御説明しますと，審理の流れとしては，検察官の起訴状朗読に始まり，被告人と弁護人が事件についての陳述をし，それに引き続いて証拠調べ手続に入ります。証拠調べの最初に，検察官と弁護人とが順次，冒頭陳述を行います。冒頭陳述は，その裁判において，証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるかを検察官と弁護人が主張します。その上で，捜査報告書や供述調書を取り調べ，証人尋問，被告人質問へと進みます。そして，検察官の論告，弁護人の弁論，被告人の最終陳述と進み，審理が終了となります。

まず最初に，冒頭陳述についてお尋ねしたいと思います。検察官，弁護人双方の冒頭陳述はいかがでしたでしょうか。分かりやすかった点，分かりにくかった点などについてもお聴かせください。

（裁判員経験者３）

検察官も弁護人も資料を整理して，分かりやすく説明してくれたので，物事を順序立てて考えることができました。とても感心しました。

（司会者）

５番の方いかがでしょうか。

（裁判員経験者５）

自分が裁判員になる前までは，実際の裁判は見たことはなかったのですが，

段階ごとに説明されたので，素人にも分かりやすいものでした。

（司会者）

法廷では，被害者の供述調書，被告人の供述調書などが読み上げられたと思いますが，その方法は分かりやすかったでしょうか。

（裁判員経験者２）

供述調書の朗読についてではないのですが，証拠調べ一般ということについて，少しお話しさせていただきますと，法廷で写真を見せられましたが，見る時間も短く，また，緊張していたこともあり，十分に観察できませんでした。見た写真は体の打撃痕なのですが，評議の場などで，医学的な助言をしてくれる方がいれば理解も深まったのではないかという感想を持っています。

（司会者）

証拠として出される調書ではなく，直接話を聴きたかったという感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。

（裁判員経験者１）

そのような感想は特に持ちませんでした。

（司会者）

次に，証人尋問や被告人質問についてですが，尋問の内容は分かりやすかったでしょうか。６番の方は責任能力が問題になった事案で，鑑定人の尋問が行われていたようですが，何か感想はお持ちでしょうか。

（裁判員経験者６）

半日間の尋問でしたが，非常に分かりやすく説明していただいたおかげで，客観的に判断することができました。

（司会者）

３番の方も責任能力が問題となる事案を経験されていますが，いかがだったでしょうか。

（裁判員経験者３）

証人であるお医者さんの説明は，私たちでも分かるようにかみ砕いて詳しく述べられましたので，心神喪失か心神耗弱かの判断をする際に大変役に立ちました。

（司会者）

論告・弁論の際に配られる検察官の論告メモや弁護人の弁論要旨などの内容は分かりやすかったでしょうか。分かりやすかった点や，逆に分かりにくかっ

た点などについてお聴かせいただきたいと思います。

（裁判員経験者５）

被告人の方言が強くて聞き取りにくい上，途中で話がずれたりしたので，何を言っているのか分からなくなって混乱する場面もありましたが，検察官と弁護人の論告・弁論が分かりやすかったおかげで，被告人の言ったことを自分なりに整理することができて，結論を出しやすくなりました。

（司会者）

何か分かりにくかったという御意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

（発言者なし）

３　評議，判決についての感想，意見

（司会者）

評議では，十分に意見交換できたという御感想でしょうか。裁判官からは，法律用語や法律解釈についての説明があったと思いますが，それは分かりやすいものでしたでしょうか。

（裁判員経験者３）

裁判官から判例に基づいたデータを示されたり，詳しい説明もありましたので，自分なりに理解できたと思います。また，心神耗弱の場合には刑が軽くなるということも説明していただき参考になりました。評議ではいろいろな意見が出ましたが，最終的には裁判官と裁判員の意見を網羅した結果となり，自分としては納得できるものでした。

（裁判員経験者２）

私が担当した事件の被告人には前科があったことから，単なる傷害致死事件としてだけ捉えることに違和感がありました。ただ，評議の雰囲気を壊してはいけないと考えてしまい，あまりそれを強くは主張しませんでした。今思えば，もっと自分の意見を述べておくべきだったと思っています。

（裁判員経験者６）

私の担当した事件では，評議室で，裁判員同士で「今のはこういう話だったんだよね。」といった話ができましたし，分からないところは裁判官に説明してもらい，理解できた部分がかなりあると思います。

また，法廷内での弁護人と検察官のやり取りの中で，あまりにも専門的過ぎて分かりにくい場面があったのですが，裁判官から，理解が不十分な点につい

て補っていただきました。

（裁判員経験者５）

６番の方と同じです。

（司会者）

裁判官がまとめた判決の内容は，評議の結果が十分反映されたものになっていたでしょうか。

（裁判員経験者１）

みんなで話し合ったことを裁判官にうまくまとめてもらったと思っています。

（裁判員経験者５）

裁判官からいろいろな事例の説明をしていただき，自分でも納得のいく結論が出せたと思っています。

（司会者）

評議でまとまった結論が判決に反映されていたということですか。

（裁判員経験者５）

はい，そうです。

４　裁判員を務める上での負担感など

（司会者）

裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって，あるいは，裁判員に選ばれて実際の裁判に参加されて，いろいろ負担に感じられた点などについてお話いただきたいと思います。

（裁判員経験者２）

裁判員を辞退するほどではないが，健康上問題のあるという方もいらっしゃると思います。裁判のスケジュールによっては健康管理が難しくなってくる場合も考えられますので，その辺も考慮していただきたいと思います。

（裁判員経験者６）

私が担当した事件では，裁判員の半分くらいの方が判決の前夜は眠れなかったり食事を摂れなかったりしたと聞きました。やはり，被告人の運命を決めるというのは緊張するものでした。

（裁判員経験者２）

私の場合も前日は眠れませんでした。

（裁判員経験者３）

私は補聴器を使用しておりましたので，大きな声で評議していただけるように配慮していただきました。

（司会者）

守秘義務の必要性についてはどのように思われますか。

（裁判員経験者５）

自宅に帰って家族と話す時など，どの程度まで話してよいのか線引きがよく分かりません。私は自営業なのですが，仕事を休む関係で，裁判員に選ばれたということをお客さんに話したところ，逆にお客さんから裁判員に選ばれたことを話してもいいのかと聞かれたこともありました。

（司会者）

守秘義務の必要性についてはどうお考えですか。

（裁判員経験者５）

私は，被告人が少し怖かったので，いわゆるお礼参りがあるんじゃないかとか考えて，なるべく自分のことは分からないようにしておきたいと思いました。評議の内容は話さなくても，プライベートなことの話など，全然違うところから私のことが漏れたらどうしようということも考えました。

裁判所の方々から見た守秘義務と，私達が守らなければならないと思う守秘義務について，事前にもっと分かりやすく説明してほしいと思いました。

（裁判員経験者１）

仕事を休むに当たり，職場に話してよいかどうかとか，裁判のために３日間休んだ後，職場の人にどのように話せばよいのか悩みました。

ただ，守秘義務は，あってほしいと思います。守秘義務がなくなってしまうと，被告人が社会に出た後にすごく怖いと思いますので，やはり必要だと思います。

5　これから裁判員となられる方へのメッセージ

（司会者）

最後に，皆さんからお一人ずつこれから裁判員となられる方へメッセージをお伝えいただければと思います。

１番の方からお願いします。

（裁判員経験者１）

私は裁判員をやりたくないと思っていたのですが，実際にやってみると，今まで分からなかったことをいろいろ経験できてとても良かったと思うので，是非，裁判員として参加していただきたいと思いました。

（裁判員経験者２）

評議の雰囲気に安易に流されるよりは，思い切って自分の意見を述べる方が良いと思います。

（裁判員経験者３）

私もできれば裁判員に選任されなければ良いと思っていましたが，裁判員になってみて，自分にとってためになったと思います。私と一緒に裁判をした裁判員は，若い方も年を取った方も，思ったことをよく話していましたし，それらを聞く事ができて良かったと感じています。

また，他の裁判の記事もよく読むようになりました。

（裁判員経験者５）

実際に裁判に関わってつらかったこともありますが，新たな勉強をすることができ，実際に法廷に立つこともできましたし，今では様々な事件を新聞記事などで興味を持って見ることができるようになり，自分のためにもなりました。

機会がある方は，是非，裁判員を経験していただきたいと思います。

（裁判員経験者６）

裁判員を経験するまでは，新聞の記事も，やじ馬的に斜め読みするだけでしたが，今では，その裏に何があるのかを考えるようになりました。そういう意味では，チャンスがあれば裁判員をやってもらいたいと考えています。

また，裁判官の方からも，一般の方がどのように考えているのかを聞いてみたかったと言われて，自分達の考えを話すことができ，良い経験ができたと思いました。

６　法律家からの感想

（司会者）

法律家の皆さんは，裁判員経験者の方々のお話を聴いて，どのような感想をお持ちですか。

（検察官）

私は，本日参加された裁判員経験者の方が担当された事件のうち何件かを担当しました。今日は，お気遣いいただきながらお話しくださったように思いま

す。

裁判員裁判が導入されましてから，裁判員の方々が分かりやすいように，メモを作って配るなど，立証に必要な事件の全体像を理解してもらうために，いろいろ工夫しています。また，裁判員の方には，目を向けたくないかもしれませんが，御遺体や傷の写真等も見ていただき，適正な判断をしていただきたいと思っています。その点についての御意見も伺えればよかったと思います。検察官と弁護人は，評議に参加できませんので，どのような証拠でどのような事実を導き出し，判断をしたかということは，今後の参考にするため，非常に興味があります。分かりやすいという意見が多数でありましたが，これからも工夫していきますので，御意見などございましたら，教えていただきたいと思います。今日はありがとうございました。

（弁護士）

本日は貴重な御意見を聞かせていただきありがとうございました。弁護人は事件が起きてから裁判が始まるまで，ほとんど事件に関する情報は発信いたしません。被告人の側から出てくる情報が公判の前にはほとんどないという状況の中で，報道機関からの情報をどのように感じているのか，弁護人としてはその点が気になっているところです。

書面に関しては，弁護人側も分かりやすいというお話をいただきましたが，圧倒的に検察官のは分かりやすく，弁護人のは分かりにくいというのが全国的傾向と思われます。弁護人側もしっかりやっていかなければならないと感じているところです。もっと証拠を見たいという思いや，供述調書を朗読するのと直接証言を聞くことの違いについてももう少し教えていただければと思いました。

また，極めて重い判断をすることになった場合の心の負担についても，裁判員経験者から情報を発信していただければ，裁判員制度もより良い制度になっていくと思います。今日はありがとうございました。

（裁判官）

本日は貴重な御意見をありがとうございました。皆さんが担当した事件で私が全て裁判長として御一緒させていただきました。回数を重ねる度に，評議の中で私たち裁判官が皆さんから御意見を伺って，むしろ勉強させていただいているという思いでいっぱいです。

審理においては裁判員の負担をできるだけ少なくするため，なるべく証拠を

絞り込んでいますが，逆に絞り過ぎると評議の場で裁判員の方の「ここはどうですか。」という疑問が出てきてしまい，答えられなくなってしまうというジレンマを感じています。

今回の意見を参考にして，これから参加される方が評議の場で自由に意見を言えるような雰囲気を作れるように努力していきたいと思います。また，守秘義務の関係では，もう少し説明の仕方を考えていきたいと思います。本日はありがとうございました。

7　報道機関からの質問

（幹事社記者）

裁判用語で分かりにくい用語はありましたか。

（裁判員経験者６）

そもそもどのような順番で裁判が進むかも分かりませんでした。例えば,「冒頭陳述」の意味も分かりませんでしたが，裁判官からの説明を受けて理解することができました。

（幹事社記者）

裁判員裁判のために，拘束される時間は長いと思いましたか。

（裁判員経験者３）

私は審理期間が４日間の事件でしたが，どうにかやることができ，体力的にも大丈夫でした。

東京では１００日間くらい掛かった事件があるようですが，その事件で裁判員に選ばれた人は，大変だったと思います。

（裁判員経験者５）

私は５日間の事件を担当しました。最初は負担に思いましたが，このくらいの期間がないと事件の進行についていけないと思います。５日間くらいであれば何とか大丈夫でした。

（裁判員経験者１）

私は３日日程の事件を担当しました。最初は長いと思いましたが，実際に参加すると長いという感じではなく，あっという間に終わった気がします。

（裁判員経験者６）

公判の期間中は，日が経つにつれて頭の中が整理できました。最後の評議で振り返ったときに，もっと法廷で聞けば良かったという思いもあったので，私

は短く感じました。

（裁判員経験者２）

期間は３日間でした。私は普段から体調が余り良くないので，負担に感じた面もありましたが，事件そのものを深く考えるには短かったと思います。

（幹事社記者）

他人の人生を左右することで責任が重いと思うことはありましたか。

（裁判員経験者６）

私たちが行った評議の中では，被告人が社会へ復帰したときにどのような道があるのかとの話が出ました。裁判官からは，復帰した場合にはこのようなステップがあるという説明を受け，「ここで決めなければならないことを決めましょう。」との話があったものの，被告人のことを考えると，割り切れない部分が出てきて，責任の重みを感じました。

（裁判員経験者５）

「全く法律が分からない者が，裁判員を引き受けてよいのか。」，「結論を出したが，本当にそれが正しかったのか。」と今でも考えることがあります。私の担当した事件は，被害者と被告人との話が食い違っており，どちらの話が正しいのか悩みました。

「責任が重いと思ったか。」という質問を受けるのが一番つらいです。

（幹事社記者）

裁判員を務め終えて時間が経過した今と，裁判直後ではどのような心境の変化がありましたか。守秘義務があることや人を裁いた苦悩など，裁判員を経験して気持ちの変化はありますか。

（裁判員経験者３）

守秘義務があるので話してはいけないことは分かりますが，なぜいけないのかがよく分かりません。評議の内容を話したことによって，被告人から襲われることを防ぐためなのかも知れませんが，守秘義務が誰を守るためにあるのかがよく分かりません。

（司会者）

裁判直後とで，心境に何か違いはあるかという点についてはいかがですか。

（裁判員経験者５）

日が経つにつれて，冷静に裁判のことを考えられるようになってきましたが，もし，裁判員に選ばれた方がいれば「やった方がいいですよ」と強く勧められ

ると思っています。

（裁判員経験者２）

裁判員をやっていた時は，気持ちが高ぶった状態が続いていました。冷静になるにつれて，自分が体験したことを伝えたいという気持ちが出てきました。守秘義務があるので，守秘義務を守らないといけないという気持ちと経験を伝えたいという気持ちが交錯しています。

（幹事社記者）

裁判員裁判をより良い制度とするため，経験者から見て，見直す必要があるところを教えてください。

（裁判員経験者２）

事件に関する資料や法廷で書き取ったメモを家に持ち帰ってはいけなかったので，家に帰ってから考えようと思っても，なかなか難しかったです。ある程度の資料は持ち帰ってもよいなど，もう少し緩やかにしてほしいと思います。

（裁判員経験者６）

先ほど裁判長から，調べる証拠は絞っているという内容の話があったのですが，裁判員裁判の前に証拠が整理されることが分からなかったので，その説明も最初にあれば良かったのではないかと思います。

もう一つは，裁判員裁判が終了した次の日の新聞記事を読んだら，「裁判員裁判が始まって以来，初めて裁判員が報道インタビューに応じなかった。」との記事が載っていました。それを見て私はがっかりしました。そして，インタビューに応じなかったことにどういう意味があるのだろうということを今日出席して考え直したいと思ってやって来ました。また，裁判員裁判を経験する前は，余り裁判関係の記事に関心がありませんでしたが，裁判員を経験してからは，裁判の記事に関心を持つようになりました。このような経験ができるのであれば，裁判員をやってみようという人も増えるのではないかと思います。

（司会者）

幹事社以外の各社から質問はございますか。

（記者）

裁判員を経験して初めて分かったことがたくさんあるかと思いますが，審理期間中，一番印象的だったのは，どのようなことですか。

（裁判員経験者２）

裁判所に来て初めて事件の内容を知らされ，法廷で検察官から資料として地

図をいただいたのですが，その地図が私の行動エリアと重なっていたことから，被告人が社会復帰した後，被告人とばったり会ったことを想像して，どきっとしました。

（裁判員経験者３）

私の知っている人が証人として出廷したのでびっくりしました。証人が私を認識したかどうかは分かりませんが，驚きました。

私が一番印象に残ったのは，医師の精神鑑定です。医師が分かりやすく説明してくれたので，判決の参考にすることができました。

（司会者）

時間が参りましたので，本日の裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。

本日は，大変貴重な御感想や御意見と，これから裁判員になられる方に対する貴重なメッセージをいただきました。

皆様からいただいた御感想，御意見を踏まえまして，より良い審理の在り方，裁判員裁判について考えて参りたいと思います。

本日は，本当にありがとうございました。

以　上